令和８年１０月一部改正
日光市観光経済部農政課

地域計画の変更に係る地域協議の運用基準

農業経営基盤強化促進法（昭和３３年法律第６５号。以下、単に「法」という。）第１９条に規定する農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の変更にあたっての同法第１８条第１項に規定する農業者等による協議の場（以下「地域協議」又は「協議」という。）の運用の基準を次のとおりとする。

【地域協議の実施手法、協議省略等の基準】

	変更内容の概要（事例）	協議の開催／省略の別	開催方法等	協議の時期（事後の計画変更の可否）	備考
①	目標年度の更新 例）　地域農業のあり方の協議 例）　農地の利活用の方向性の協議	協議が必要	方法※1-1：原則として対面 対象※1-1：地域の農業関係者等 主催：市	おおむね５年ごと※1-2	
②	地域農業の将来のあり方の見直し 例）　大規模農業法人の新規参入 例）　輸出作物の導入、有機農業の導入 例）　ほ場整備に向けての土地利用調整 例）　地域の農地の大規模開発	協議が必要	方法：原則として対面 対象：地域の農業関係者等 主催：市、事業実施者、地元組織等※2	随時 （計画変更前に協議が必要）	

※1-1　開催方法等については、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、農協等の関係機関等の意見等を踏まえながら、地区ごとの状況に応じた内容にて協議を行うものとする。
※1-2　農業経営基盤強化基本構想（法第６条）の更新時期に実施するものとする。
※2　　事業実施者が行う事業説明会、ほ場整備推進委員会の会議等をもって、地域協議の開催を兼ねることも可能とする。

	変更内容の概要（事例）	協議の開催／省略の別	開催方法等	協議の時期（事後の計画変更の可否）	備考
③	地域農地利用の将来像の更新 例） 担い手等による将来の耕作農地の追加 例） 営農組合へのまとまった農地の農作業委託の取組 例） 認定農業者の耕作地の計画的な団地化	協議が必要	方法：対面、書面など 対象：地域の農業関係者等 主催：市、変更申出者、関係団体、地元組織等※3	随時 （計画変更前に協議が必要。既に変更した農地が含まれていても可。）	
④	農振除外等※4-1、農地転用 （地域農業への影響が大きいもの※4-2） 例） 大規模な農地以外の土地利活用 例） 大規模な農業施設の建設	協議が必要	方法：原則として対面 対象：地域の農業関係者等 主催：市又は事業実施者等※4-3	随時 （計画変更前に協議が必要※4-4）	

※3　対面開催の場合、事業実施者が行う事業説明会、ほ場整備推進委員会の会議等をもって地域協議の開催を兼ねることも可能とする。

※4-1　「農振除外」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）の規定による農用地区域からの除外をいう。
「農振除外等」には、農振除外のほか、用途区分の変更（農業振興地域整備計画の重要変更に当たるもの）を含む。

※4-2　「地域農業への影響が大きいもの」の例は、次のとおりとする。

例）対象農地とその周辺農地に関係する耕作者・所有者が多数の場合（おおむね１０人以上を目安とする。）。

例）対象農地が大規模な場合（おおむね１ha 以上。栃木県の農業振興地域制度調整会議地方部会の部長協議に当たる内容を目安とする。）。

例）上記の例のほか、関係者の人数や面積の大小にかかわらず、地域農業等に影響を及ぼすおそれがある変更内容の場合（地域をあげて行っている有機栽培に悪影響をおよぼす土地利活用、周辺に不快な臭いを充満させるおそれがある土地利活用等）

※4-3　農振除外等・農地転用をする者が行う事業説明会、地元の会合等をもって地域協議の開催を兼ねることも可能とする。

※4-4　地域計画の変更手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに行うこととする。

（１）　農振除外等の手続　市町村農業振興地域整備計画の管理事務処理要領（平成７年８月８日栃木県農政部制定。以下「県要領」という。）による日光市と栃木県との事前協議（栃木県からの同意見込み回答）の前まで

（２）　農地転用のみの手続　農地転用の許可の前まで

また、地域計画の変更手続を進めるに当たっては、農振除外等・農地転用の許可要件を満たす見込みがあることを前提とする。このため、手続の過程で対象農地の耕作者、所有者等の同意を得られていること等を確認するものとする。

なお、地域計画を変更したにもかかわらず、審査等にて農振除外等・農地転用ができなかった場合は、地域計画を変更前の内容に再変更するものとする。この場合の手続は、下記の「⑨定期的な更新」に準じた取扱いとする。

	変更内容の概要（事例）	協議の開催／省略の別	開催方法等	協議の時期 （事後の計画変更の可否）	備考
⑤	農振除外等、農地転用 （地域農業への影響が限定的なもの） 例）　分家住宅建設のための農地転用 例）　畑を農業用倉庫用の敷地として用途変更	協議は省略が可能	方法：対面、書面など 対象：関係者、その他 主催：変更申出者 （協議を行う場合）	随時（協議を行う場合） （事前に計画変更する必要あり※5）	
⑥	農振除外等、農地転用 （公共用施設の設置によるもの） 例）　公路の敷設 例）　電波塔の設置	協議は省略が可能	方法：対面、書面など 対象：関係者、その他 主催：変更申出者※6 （協議を行う場合）	随時（協議を行う場合） （計画変更は、農振適用除外届出等の後で可）	地域計画の変更は、直近の定期更新（⑨）に併せて行う。
⑦	農地転用のうち一時転用	協議は不要		（地域計画の変更自体が不要）	農地に復元することが前提であるため
⑧	一時転用のうち営農型太陽光発電の実施を目的とするもの	協議が必要※8-1	方法：対面、書面など 対象：地域の農業関係者等 主催：市又は変更申出者※8-2	随時 （地域計画の変更自体は不要）	

※5　地域計画の変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに行うこととする。
（１）　農振除外等の手続　県要領による日光市と栃木県との事前協議（栃木県からの同意見込み回答）の前まで
（２）　農地転用のみの手続　農地転用の許可の前まで
また、地域計画の変更手続を進めるに当たっては、農振除外等・農地転用の許可要件を満たす見込みがあることを前提とします。このため、手続の過程で対象農地の耕作者、所有者等の同意を得られていること等を確認するものとする。
なお、申出対象農地が、目標地図上の「将来の耕作者は今後検討していく農地」（目標地図上に特定の耕作者の色付けがされていない農地）である場合、地図作成システムの不備等により対象農地の筆界等の表記が不明瞭である農地である場合は、下記の「⑨定期的な更新」に準じた取扱いとする。

※6　協議を行う場合、申出者（事業実施者）が行う事業説明会等をもって地域協議の開催を兼ねることも可能とする。

※8-1　地域計画の変更は不要だが、協議は必要となる。（「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」）

※8-2　申出者（事業実施者）が行う事業説明会等をもって地域協議の開催を兼ねることも可能とする。

	変更内容の概要（事例）	協議の開催／省略の別	開催方法等	協議の時期 （事後の計画変更の可否）	備考
⑨	定期的な更新 例）　認定農業者等の認定状況の更新 例）　農地バンク利用者の借用農地の更新 例）　軽微な変更内容※9-1 例）　誤表記の訂正※9-2	協議は省略		年に１回程度※9-3 （認定農業者の認定、農地バンク契約等の後に計画変更可）	

※9-1　「軽微な変更」とは、地番変更、団体の法人化、相続等の実質的な変更を伴わない内容変更をいう（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号）第１９条)。
地域計画の変更内容が「軽微な変更」のみの場合は、関係機関への意見聴取や変更案の公告・縦覧の手続も省略する。

※9-2　「誤表記」には、文章の誤字脱字、数値の誤り等のほか、目標地図上の農地の字界・将来の耕作者の表示の誤り（地図の作成システム上の不備等によるもの等）を含む。

※9-3　変更申出者等が国の補助制度を活用する場合、補助要件によっては、事前に地域計画を変更し、補助対象者を「地域内の農業を担う者一覧」に位置付け、又は、補助対象農地を「目標地図（担う者による将来の耕作農地)」に位置付ける必要がある。
この場合、変更申出者は、日光市に変更申出をし、定期的な更新時期とは別に、事前に計画変更手続を行うこととする。

（全般的な注意事項等）
※日光市における地域協議の運用方法や考え方について、国や県からの助言指導、是正等があった場合は、これらの運用方法の変更を検討するものとする。
※協議の省略についての記載事項は、令和６年に開催した各地区の「地域計画の作成に向けた話し合い（座談会)」で取り決めた内容を整理し、作成したものである。（全地区とも同様の運用で行うこととされた。）